

令和 6 年第 3 回岐阜県議会定例会

条例その他議案
関係資料

令和 6 年 6 月 1 9 日

目 次

議第 8 4 号関係	1
議第 8 5 号関係	2
議第 8 6 号関係	3
議第 8 8 号関係	4
議第 8 9 号関係	5
議第 9 2 号関係	6

のうひ
濃飛2号橋工事の委託契約について

県土整備部道路建設課

工 事 名：公共 地域連携推進事業（一般国道改築分）濃飛横断自動車道

（仮称）濃飛2号橋（JR工事委託分）橋梁上下部工事

工事場所：中津川市千旦林^{せんだんぼやし} 地内

工事概要：濃飛横断自動車道は、高規格幹線道路である東海北陸自動車道と中央自動車道とを連絡し、岐阜県の高速交通体系を補完する路線として位置付けられている。本事業は、広域的なアクセス軸を形成し、速達性・定時性を確保するほか、JR中央本線美乃坂^{みのさか}本^{もと}駅北側に新たに設置予定のリニア岐阜県駅（仮称）へのアクセス道路としての機能を確保することを目的として整備を進めている。

本工事は、（国）257号 濃飛横断自動車道中津川工区のうち、JR中央本線との交差部分について、橋梁上部工及び下部工を施工するものである。

工事内容：（仮称）濃飛2号橋

橋梁下部工

本線橋 P3橋脚（直接基礎）N=1基

Bランプ橋 P2橋脚（直接基礎）N=1基

Cランプ橋 P2橋脚（直接基礎）N=1基

橋梁上部工（架設）

本線橋 橋長L=58.5m 幅員W=8.0m 鋼重216.0t

Bランプ橋 橋長L=58.5m 幅員W=5.5m 鋼重204.0t

Cランプ橋 橋長L=58.5m 幅員W=5.5m 鋼重205.2t

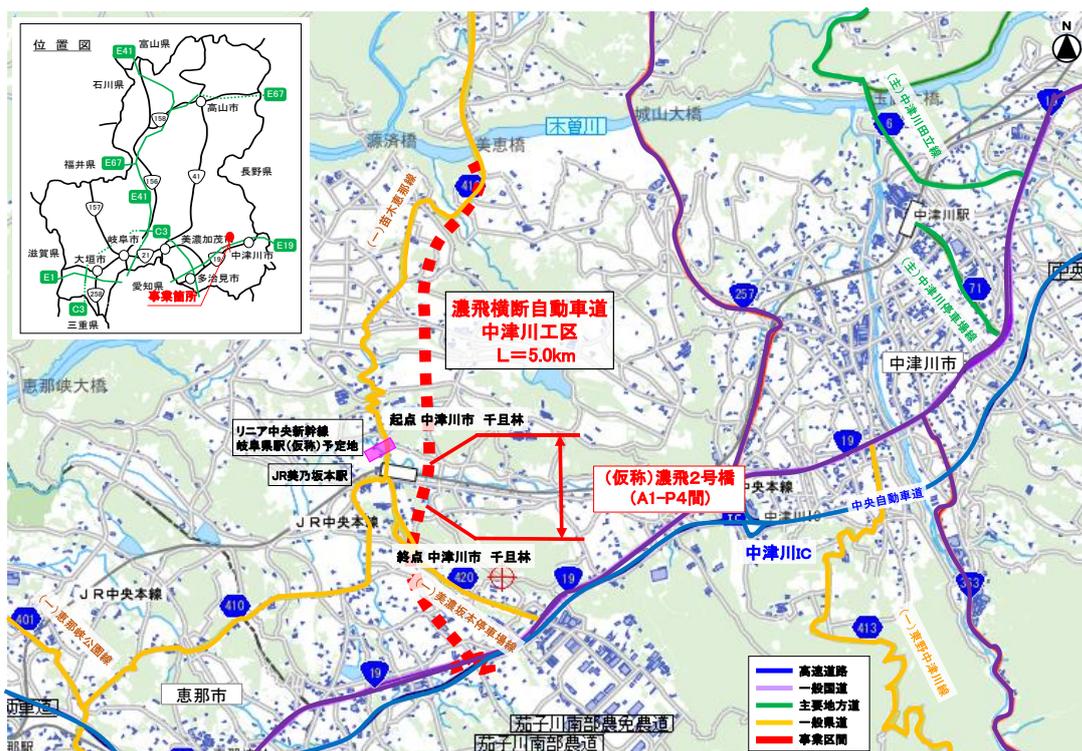
工 期：契約日から令和9年10月まで（約40カ月間）

契約金額：2,266,000,000円（税込）

契約方法：随意契約

契約の相手方：東海旅客鉄道株式会社

位 置 図



加茂高等学校第1棟建築工事の請負契約について

都市建築部公共建築課

加茂高等学校第1棟は、竣工後約59年が経過し、建物の老朽化が著しいため、改築工事を行うもの

- (1) 契約の目的 加茂高等学校第1棟建築工事（供用開始：令和8年1月予定）
- (2) 契約の方法 総合評価落札方式（簡易型②）一般競争入札
- (3) 契約金額 1,485,000,000円（税込）（予定価格：1,485,452,100円）
- (4) 契約の相手方 岐建・栗山・ワタケン特定建設工事共同企業体
 <代表構成員> 岐建株式会社（大垣市西崎町2丁目46番地）
 <構成員> 株式会社栗山組（加茂郡坂祝町酒倉2008番地）
 <構成員> 株式会社ワタケン・ホーム（美濃加茂市新池町1丁目8番8号）
- (5) 工事の場所 美濃加茂市本郷町 地内
- (6) 工事の概要 <新築>
- | | | | |
|---------|--------------------|------|-----------|
| 第1棟 | 鉄筋コンクリート造3階建 | 延べ面積 | 3,851.22㎡ |
| 昇降口 | 鉄骨造平屋建 | 延べ面積 | 127.08㎡ |
| 渡り廊下（西） | 鉄骨造2階建 | 延べ面積 | 147.82㎡ |
| 渡り廊下（東） | 鉄骨造2階建 | 延べ面積 | 135.27㎡ |
| 渡り廊下（南） | アルミニウム合金造平屋建 | 延べ面積 | 57.93㎡ |
| 自転車置場 | アルミニウム合金造平屋建（計10棟） | 延べ面積 | 257.40㎡ |
| 倉庫 | 鉄骨造平屋建 | 延べ面積 | 30.00㎡ |
| 灯油庫 | コンクリートブロック造平屋建 | 延べ面積 | 9.00㎡ |
- (7) 工事の期間 契約日から令和7年11月14日まで（約16ヶ月）



岐阜県図書館の書棚の取得について

環境生活部県民文化局文化伝承課

1 事業の概要

岐阜県図書館内書庫の狭隘化に対応するため、移動式書棚等を設置し収蔵可能冊数の増加を図る。

2 契約案件の詳細

(1) 調達物品の種類及び数量

書棚（移動式書棚及び固定式書棚） 一式

(2) 取得の相手方

キハラ株式会社

(3) 取得予定金額

168,300,000円（税込）

(4) 契約方法

随意契約

令和6年4月10日実施の一般競争入札において、再度の入札に付すも落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、2者の応札者のうち安価であったキハラ株式会社と随意契約を締結

(5) 履行期限

令和7年1月10日

(6) 納入場所

岐阜県図書館

3 事業の効果

書棚の設置により、約16年分の収蔵能力を確保

徳山ダム上流域の山林の取得について

都市建築部水資源課

県は、徳山ダム上流域の公有地化を推進するため、次の山林の取得をする。

- 1 所在地 揖斐郡揖斐川町樫原字扇谷奥山394番30ほか（計21筆）
- 2 取得予定面積 6,520,096.89㎡（土地全体の面積）
170,264.34㎡（持分割合換算面積）
- 3 所有者 小坂輝秀 ほか7名
- 4 取得予定金額 18,899,333円
- 5 取得の方法 買収

(1) 今議会上程分の概要

	筆数	土地全体の面積 (A)	持分割合換算面積 (B) ((A)×各筆の持分割合)	取得割合 (C) ((B)÷17,700ha×100)	取得(予定)金額
完全取得する山林	0筆	0.0ha	0.0ha	0.00%	0千円
持分取得する山林	21筆	652.0ha	17.0ha	0.10%	18,899千円
合計	21筆	652.0ha	17.0ha	0.10%	18,899千円

(注) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(2) 既取得分と今回上程分の合計

	筆数	土地全体の面積 (A)	持分割合換算面積 (B) ((A)×各筆の持分割合)	取得割合 (C) ((B)÷17,700ha×100)	取得(予定)金額
完全取得する山林	1,841筆	6,974ha	6,974ha	39.40%	7,845百万円
持分取得する山林	382筆	10,666ha	9,691ha	54.75%	10,884百万円
合計	2,223筆	17,640ha	16,665ha	94.15%	18,729百万円

(注) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

<参考>

17,700ha(取得対象面積)－16,665ha(既取得分と今回上程分の合計)＝1,035ha(残取得分：5.85%)

新丸山ダムの建設に関する基本計画の変更に対する意見について

県土整備部河川課

1 概要及び経緯

新丸山ダム建設事業は、木曾川水系木曾川の加茂郡八百津町八百津及び可児郡御嵩町小和沢地先の既設の丸山ダムをかさ上げし、治水機能等を高める事業である。

昭和55年度に実施計画調査に着手し、平成2年5月に特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第4条第1項の規定により、建設大臣（現国土交通大臣）が「新丸山ダムの建設に関する基本計画」を策定した。以降、平成17年6月及び平成27年7月の2回の変更を経て現行の基本計画となっている。

今回、基本計画の変更を行うにあたり、同法第4条第4項の規定により、国土交通大臣から知事意見が求められており、意見を述べようとする際には、事前に県議会の議決を受けることも同法に規定されていることから、議案として提出するものである。

2 変更の内容及び理由

(1) 建設に要する費用の概算額（総事業費）

○変更内容

【変更前】 約2,000億円〔岐阜県負担額 約140億円〕

【変更後】 約4,100億円〔岐阜県負担額 約291億円〕

○変更理由

物価や人件費の上昇、地質条件変更に伴う構造の変更等によるもの。なお、重金属対応に伴う要対策土の判定方法の工夫によるコスト縮減を図っている。

○内訳

社会情勢の変化（物価・人件費上昇など）	約+1,070億円
現場条件の変更（地質条件変更に伴う構造変更など）	約+790億円
リスク対策費計上	約+270億円
コスト縮減（重金属対応に伴う要対策土の判定方法の工夫）	約-30億円
合計	約+2,100億円

(2) 工期

○変更内容

【変更前】 昭和55年度～平成41年度（令和11年度）

【変更後】 昭和55年度～令和18年度

○変更理由

近年の出水に伴う工程への影響、働き方改革関連法を踏まえた工期の確保等によるもの。なお、本体打設機械の大型化等による工期短縮を図っている。

○内訳

転流工の被災等に伴う工期の延伸	+46ヶ月
施工計画の変更に伴う工期の延伸	+4ヶ月
模型実験の結果を踏まえたダム形状の変更に伴う工期の延伸	+13ヶ月
地質の変更に伴う工期の延伸	+8ヶ月
働き方改革関連法に基づく工程の確保に伴う工期の延伸	+37ヶ月
工期短縮（本体打設機械の大型化による工期短縮など）	-24ヶ月
合計	+84ヶ月（7年）

3 基本計画の変更に対する意見の内容

新丸山ダムの建設に関する基本計画を変更することについては、附帯意見を付した上で異議がないものとする。

(附帯意見)

1. 新丸山ダムの建設は、昭和58年の大水害を踏まえ、下流を洪水被害から守る事業であることから、安全第一のもと、更なる工期短縮に最大限努め、早期完成を図ること。
2. 事業の実施に当たっては、県財政への影響にも鑑み、最新の知見や技術を取り入れ、不断のコスト縮減及び事業予算の平準化に最大限努めること。
3. 地元の意向を尊重し、周辺道路の早期整備に努めるなど、水源地域の整備と振興が着実に進められるよう、より一層協力すること。
4. 工期延伸について、地元住民へ丁寧の説明すること。